

吉野町第3次行財政改革大綱

令和3年6月

吉 野 町

目 次

1. 更なる改革の必要性

- ① 行財政改革の目的 1
- ② これまでの行財政改革の取り組み 2
- ③ 財政状況の変化 3
- ④ 今後の財政見通し 4

2. 改革の方向性

- ① 改革の基本目標 5
- ② 改革への課題と課題解決へのキーポイント 5
- ③ 行財政改革大綱体系図 6

3. 重点改革項目

- ① 行政サービスの選択と集中 7
- ② 健全で効果的な行財政運営の推進 7
- ③ 積極的な情報提示・開示の推進 8
- ④ 職員能力の開発と適正な人事管理の推進 8
- ⑤ 協働のまちづくりの推進 8
- ⑥ PPP／PFIの活用 8

4. 事務事業の見直し

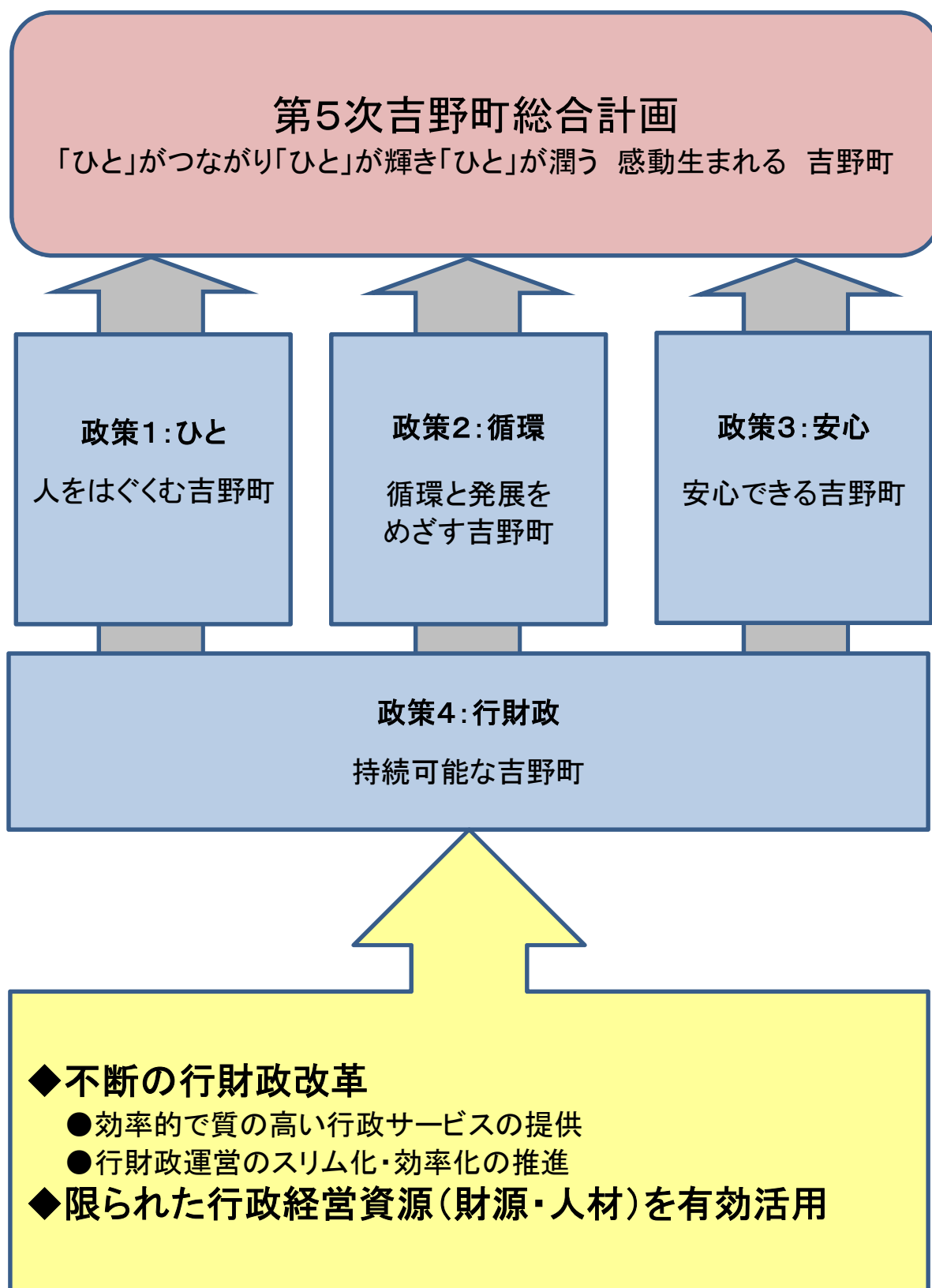
- ① 見直しの視点及び基準 9
- ② 見直しの進め方 9

5. 改革の推進と進行管理

- ① 大綱に基づく実施計画の策定 10
- ② 計画の進捗管理と公表 10

1. 更なる改革の必要性

① 行財政改革の目的



② これまでの行財政改革の取り組み

◆平成17年度～平成21年度

「吉野町新行財政改革プログラム」の実施

- ◇財政運営の健全化
- ◇事務事業の見直し
- ◇組織・機構の改革
- ◇職員の意識改革
- ◇住民参加

◆平成22年度

「吉野町行財政改革重点改革プラン2010」の実施

- ◇行政サービスの選択と集中
- ◇健全で効果的な行政運営の推進
- ◇積極的な情報提示・開示の推進
- ◇職員能力の開発と適正な人事管理の推進
- ◇協働のまちづくりの推進

◆平成23年度～令和2年度

「吉野町第2次行財政改大綱」の実施

- ◇行政サービスの選択と集中の推進
- ◇健全で効果的な 行財政運営の推進
- ◇積極的な情報提示・開示の推進
- ◇職員能力の開発と適正な人事管理の推進
- ◇協働のまちづくりの推進

③ 財政状況の変化

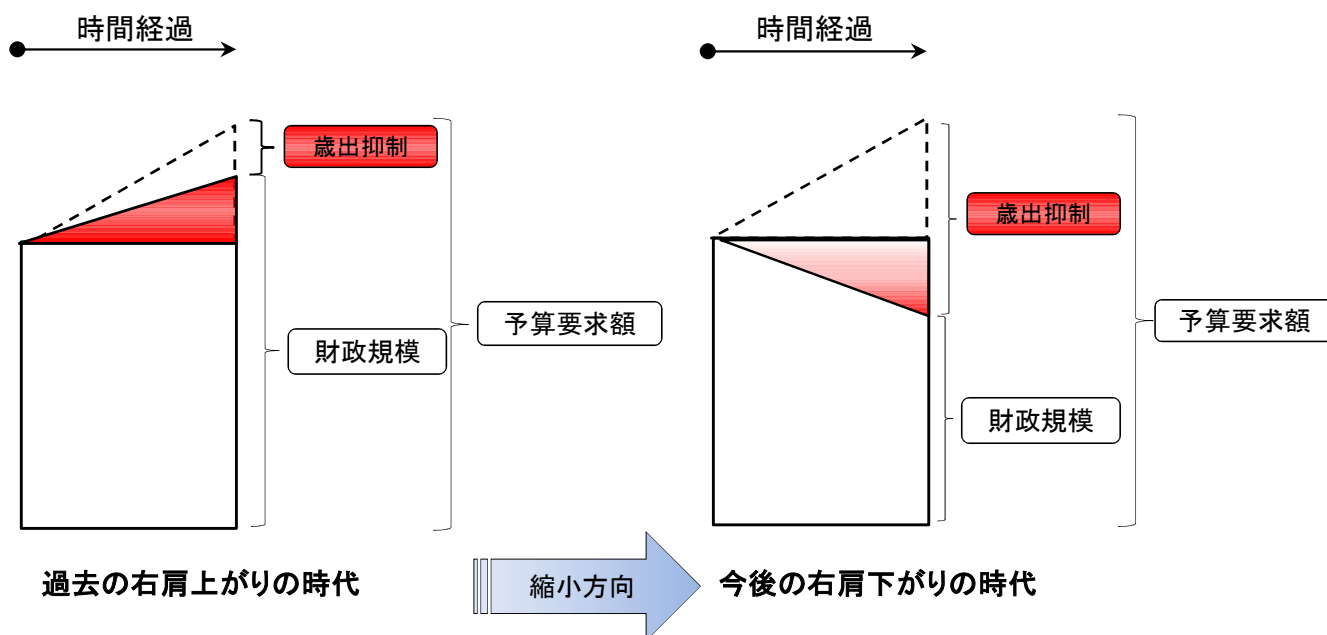
長年に亘る地域経済の低迷、コロナ禍での新しい生活様式、就労人口の減少など

歳入(町税・地方交付税など)の減少

少子高齢化社会の進展 ・ 公共施設の老朽化など

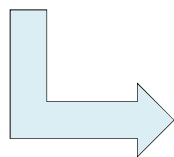
歳出(社会保障費・維持補修費など)の増大

- ◆ 二重構造の歳出抑制が必要
- ◆ 一時的ではなく、構造的に縮小する行財政ヘシフト



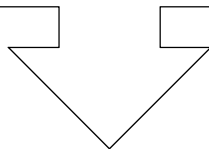
④ 今後の財政見通し

- ◆ これまでと同様の行政サービスを行えば



財源不足による
行財政の行き詰まり

- ◇ 前例踏襲の総花予算と一律カットの予算編成では、
財源不足に対応は不可能



第5次総合計画の範囲内での

- ※ 財政規律を設定し、中長期的展望のある財政運営

- ※ 財政規律確保のための仕組み作りを構築

2. 改革の方向性

① 改革の基本目標

◆ 限られた行政経営資源(財源・人材)を有効活用

- * 最少の経費で最大の効果を
- * 行政サービスの選択と集中を

目 標

◇ 持続可能な行財政システム

自己決定・自己責任の原則に基づいた

◇ 自立・自律した自治体

② 改革への課題と、課題解決へのキーポイント

課 題

- ◆ 改革の取り組みに対する
利害関係者・利用者・既得権者などの反発、しがらみが障害
- ◆ 行政サービスの成果と
行政経営資源配分(選択と集中)の明確な基準づくりが困難
- ◆ 前例踏襲主義・事なかれ主義・縦割り主義の職場風土

課題解決へのキーポイント

- ◆ 町民にわかりやすい積極的な情報提供
「中長期的な財政見通し」や「受益と負担」などの
行財政運営情報を町民にわかりやすく提示
- ◆ 町民と行政の協働の仕組みづくり
わかりやすい情報提供と説明により、町民が納得できる
行政サービスの選択と集中 ⇔ 問題点の共有と協働

③ 行財政改革大綱体系図

大項目	中項目
A: 行政サービスの選択と集中の推進	【1】 行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検
	【2】 業務プロセスによる行政サービスの向上
	【3】 組織機構の簡素化・効率化
	【4】 公共施設の有効利用
	【5】 公共工事の見直し
	【6】 情報化による行政サービスの向上
B: 健全で効果的な 行財政運営の推進	【1】 中長期的な展望に立った財政運営
	【2】 財源の確保
	【3】 補助金・公共料金の適正化
	【4】 アウトソーシングの促進
	【5】 公共施設の管理運営方法の見直し
	【6】 広域行政の推進
C: 積極的な情報提示・開示の推進	【1】 公会計改革・会計制度の見直し
	【2】 積極的な町政情報の公開・提供
D: 職員能力の開発と適正な人事管理の推進	【1】 専門性、政策能力等を有する人材育成と活用
E: 協働のまちづくりの推進	【1】 町民と行政との協働・住民自治が進むシステムづくり
	【2】 自主的な住民活動への支援
F: その他	

3. 重点改革項目

① 行政サービスの選択と集中の推進

町が実施している事務事業について、「行政サービスとして、そもそも必要か不要か」、「必要であれば、町が実施すべきか、民間あるいは国や県が実施すべきか」、「町が実施すべきであれば、手法の見直しや改善が必要ではないか」の視点から行政サービスの選択と集中に取り組めます。

- ◆ 行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検
- ◆ 業務プロセスによる行政サービスの向上
- ◆ 組織機構の簡素化・効率化
- ◆ 公共施設の有効利用
- ◆ 情報化による行政サービスの向上

② 健全で効果的な行財政運営の推進

限られた行政経営資源を有効に活用するため、収支のバランスを考慮しながら、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を推進します。また、町の資産の有効活用や受益者負担の公平性などの観点から、自主財源の確保、受益者負担の適正化に取り組めます。

- ◆ 中長期的な展望に立った財政運営
- ◆ 財源の確保
- ◆ 補助金・公共料金の適正化
- ◆ アウトソーシングの促進
- ◆ 公共施設の管理運営方法の見直し
- ◆ 広域行政の推進

③ 積極的な情報提示・開示の推進

町民と行政との協働を図っていくために、自治体経営の透明性を確保し、行政情報を共有する必要があります。この基本認識に立ち、個人の利益や権利の保護に留意しつつ、積極的な情報提示、情報公開に取り組めます。

④ 職員能力の開発と適正な人事管理の推進

地方分権改革の時代に的確に対応するため、職員一人一人の説明能力や政策形成能力などを向上させることに取り組むとともに、職員の意識改革を図ります。また、時代に即応するために職員の適正配置に取り組めます。

⑤ 協働のまちづくりの推進

民間ではできない、もしくは非効率なもののみを町が行うという「補完性の原理」を踏まえつつ、町行政が行う業務範囲を明確化し、町行政と町民との信頼関係に基づいたパートナーシップを築き、町政へ町民の参画機会を拡充させると共に協働のまちづくりに取り組めます。

⑥ PPP/PFI手法の活用

PPP/PFI手法の導入を積極的に検討し、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用します。

4. 事務事業の見直し

① 見直しの視点・基準

◆ 廃止すべきもの

- 趣旨、目的に妥当性がない事業
- 効果がなく、あるいは薄い事業
- 他の事業と重複した事業
- 目的が希薄化、あるいは達成済みの事業
- 目的達成の手段として不適当な事業
- 受益者の自助努力、自己負担とすべき事業

◆ 民間が主体的に実施すべきもの

- 民間が実施する方が効果的・効率的な事業
- 行政の役割が終了している事業
- 民間と競合している、あるいは民業を圧迫している事業

◆ 本来は、国または県が実施すべきもの

- 国または県が一律に実施すべき事業
- 国または県が実施する方が効果的・効率的な事業

◆ 町が実施、または関与するが、広域的に連携すべきもの

- 利用者、受益者が広域的な事業
- 広域的に実施する方が効果的・効率的な事業

◆ 町が実施、または関与するが、 民間を活用または町民と協働で実施すべきもの

- 民間を活用した方が効果的・効率的な事業（指定管理・PFI・業務委託など）
- 行政や民間企業だけでは解決が困難な課題やニーズに対応する事業

◆ 町が実施、または関与するが、事業内容、手法、 運営形態の見直し、効率化等が必要なもの

- 利用ニーズの再把握が必要な事業
- 事業内容、手法等の見直しが必要な事業
- 事業の統合、縮小が必要な事業
- 運営形態などの効率化を図るべき事業
- 財源確保の努力が必要な事業
- 受益者負担（率）を見直すべき事業
- 補助額（率）を見直すべき事業

② 見直しの進め方

◆ すべての所管事務事業を見直しの視点・基準に基づき評価する

↓
事務事業評価の確認

最終確認・廃止を含む見直しの決定

5. 改革の推進と進行管理

① 大綱に基づく実施計画の策定

- ◆ 行財政改革を着実に実施するため、この大綱に基づき、令和3年度から令和7年度までを前期、また令和8年度から令和12年度までを後期とし、それぞれ「前期実施計画」及び「後期実施計画」を策定する。

② 計画の進捗管理と公表

- ◆ 計画の実効性を確保するため、
各項目毎に「何を」「いつまでに」「どのようにして」「どの程度まで」
という個別目標を設定する。
- ◆ 計画の進捗状況を把握するため、
毎年度、進捗状況の報告を受け、その後の取り組みを検討する。
- ◆ 実施期間中の町を取り巻く環境の変化により、
大綱及び実施計画の内容を変更する必要があるときは
協議の上、変化に応じた変更を行う。
- ◆ 計画実施の透明性を確保するため
大綱及び実施計画とその実施状況を
町のホームページなどを通じて継続的に公表する。

